

浜松市天竜材めくもり空間創出事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、浜松市のFSC認証林から生産され、浜松市内で製材・加工されたFSC認証材(以下「FSC認証材」という。)の利用拡大のため、FSC認証材を一定面積以上使用して非住宅建築物の木質化を行う施主(以下「施主」という。)に対し、そのFSC認証材の購入費用の一部について予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則(昭和55年3月31日浜松市規則第17号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) FSC認証材とは、浜松市内のFSC認証林から生産され、浜松市内のFSC-COC認証取得事業者により製材・加工・納材された木材をいう。
- (2) 非住宅建築物とは、併用住宅・分譲マンション・賃貸マンション・共同住宅の居住部分以外、事務所、店舗、私立保育園・私立幼稚園・私立学校等の私立の教育施設、病院、工場、その他市長が認めた建築物で公の施設を除いた施設をいう。
- (3) 木質化とは、前号の内装又は外装における木材利用をいう。
- (4) 仕上材とは、内装材や外装材等、可視部分に使用する木材をいう。

(補助対象者等)

第3条 この要綱に定める補助対象者等は、別表に定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は対象としない。

- (1) 特定の政治、宗教を目的とする団体
- (2) その他公の秩序に反するおそれがあると認められる団体

(交付の申請)

第4条 本事業の申請者は、補助対象部分の工事着手の15日前までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 交付申請書(様式第1号)
- (2) 事業計画書(様式第2号)
- (3) 収支予算書(様式第3号)
- (4) 木拾い表(様式第4号)
- (5) 市税納付・納入確認同意書(様式第5号)
- (6) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し(申請者が給与所得者を雇用する事業者の場合に限る)

- (7) 暴力団排除に関する誓約書（様式第6号）
 - (8) 施工箇所及び施工面積がわかる図面等の資料
 - (9) 施工前の写真
 - (10) 施工箇所の着手日及び工期がわかる資料
 - (11) 施工現場の位置図
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要とする書類
- （交付の決定及び条件）

第5条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、当該申請が適当であると認めるときは、提出の順に補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。なお、次の各号に掲げる事項を交付の条件として付するものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならない。
 - ア 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとする場合
 - イ 補助金の増減をしようとする場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) 補助金は、該当補助事業以外の目的に使用してはならない。
- (4) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- (5) 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
- (6) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

2 市長は、申請書の受付件数が、予算の範囲を超えたときは、申請書の内容を審査した上で、超えた日の申請者で抽選を行い、補助金の交付を決定するものとする。

（軽微な変更）

第6条 前条第1号アに定める軽微な変更とは、補助金の増減が伴わない補助対象面積の増減をいう。

（変更の承認申請）

第7条 第5条第1号ア、イの増減又は変更をしようとするときは、次に掲げる書類を市

長に提出しなければならない。

- (1) 事業変更承認申請書（様式第 8 号）
- (2) 変更事業計画書（様式第 2 号）
- (3) 変更収支予算書（様式第 3 号）
- (4) 変更後の面積、箇所等がわかる資料

2 第 5 条第 1 号ウの規定に基づく承認の申請は、事業取下げ承認申請書（様式第 9 号）により行う。

（事業変更等の通知）

第 8 条 市長は、前条の規定により申請があった場合には、その内容を審査し、適当であると認めるときは、変更の場合には補助金変更交付決定通知書（様式第 10 号）、中止し、又は廃止しようとする場合には事業取下げ承認通知書（様式第 11 号）により通知するものとする。

（実績報告）

第 9 条 事業完了後 15 日以内または補助金の交付の決定のあった日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書（様式第 12 号）
- (2) 事業実績書（様式第 2 号）
- (3) 収支決算書（様式第 13 号）
- (4) 県産材販売管理票の写（第 1 次・第 2 次・第 3 次）
- (5) 施工完了後の写真
- (6) その他市長が必要とする書類

（交付の確定）

第 10 条 市長は、前条の実績報告を受けたとき、その報告書類等を速やかに確認し、適当と認めるときは補助金の交付を確定し、補助金交付確定通知書（様式第 14 号）により通知するものとする。

（請求の手続き）

第 11 条 前条により補助金交付確定通知書を受けた者は、速やかに補助金交付請求書（様式第 15 号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第 12 条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 規則第 17 条第 1 項に該当する場合
- (2) 補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (3) 法令、条例、規則又は本要綱に基づく市長の処分もしくは指示に違反した場合
- (4) 前各号の規定のほか、市長が補助金の交付について不適当と認める場合

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の返還命令の通知は、補助金返還命令書(様式第16号)によるものとする。

(財産の管理等)

第14条 この要綱による補助金の交付を受けた者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、その台帳を設け、保管状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、10年間保管しておかなければならない。

(財産処分の制限)

第15条 この要綱による補助金の交付を受けた者は、取得財産等を、市長の承認を受けないうで、補助金等の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案した期間とする。

(公表)

第16条 市長は、補助事業となった事業概要等をホームページ等で公表できるものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度から平成32年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度分の補助金から適用する。

別表（第3条関係）

補助対象者	非住宅建築物の木質化を行う施主																	
補助条件	<p>以下の全ての条件を満たしていること</p> <p>ア 下表に該当するもの</p> <table border="1" data-bbox="454 416 1402 622"> <thead> <tr> <th data-bbox="454 416 683 477" rowspan="2">対象施設</th> <th colspan="2" data-bbox="683 416 1043 477">木造</th> <th colspan="2" data-bbox="1043 416 1402 477">非木造</th> </tr> <tr> <th data-bbox="683 477 863 524">新築・増改築</th> <th data-bbox="863 477 1043 524">改修・改装</th> <th data-bbox="1043 477 1224 524">新築・増改築</th> <th data-bbox="1224 477 1402 524">改修・改装</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="454 524 683 622">浜松市内の 非住宅建築物</td> <td data-bbox="683 524 863 622"></td> <td data-bbox="863 524 1043 622"></td> <td data-bbox="1043 524 1224 622"></td> <td data-bbox="1224 524 1402 622"></td> </tr> </tbody> </table> <p>「浜松市天竜材の家百年住居る事業費補助金」の補助対象となる建築物は対象としない。</p> <p>イ 上記アに伴う仕上材に FSC 認証材を 20 m²以上使用すること</p> <p>ウ 補助対象建築物は、常に使用している（施工（木質化）後に使用する見込である）こと</p> <p>エ 補助対象箇所の着手が、当該年度の4月1日以降であり、それを証明する書類（工程表、補助対象の工期がわかる契約書等）を提出できること</p> <p>オ 補助対象箇所の施工完了予定が、当該年度の3月31日までであること</p> <p>カ 施主は、補助対象建築物をPRの場（見学会等）としての提供や物件の情報発信など、市からの依頼に協力すること（施工中を含む）</p> <p>キ 「浜松市天竜材の家百年住居る事業費補助金」を併用しないこと（その他、国等の補助金との併用は可）</p> <p>ク 施主は、前年度の市税等を完納していること</p> <p>ケ その他、市長が必要とする事項</p>				対象施設	木造		非木造		新築・増改築	改修・改装	新築・増改築	改修・改装	浜松市内の 非住宅建築物				
対象施設	木造		非木造															
	新築・増改築	改修・改装	新築・増改築	改修・改装														
浜松市内の 非住宅建築物																		
使用面積と補助金額 (1棟あたり)	20 m ² ~ 40 m ² 未満	40 m ² ~ 60 m ² 未満	60 m ² ~ 80 m ² 未満	80 m ² 以上														
	50 千円	100 千円	150 千円	200 千円														
ただし、本要綱第5条第2項の場合の補助金の額は、この限りではない。																		